

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 中嶋 博
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料参千円)
 1984年2月25日発行
 第16巻 第2号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.16 No. 2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

1980年代の軍縮

1980 talets nedrustningen

顧問 小野寺 信

Adviser Makoto Onodera

近年反核武装運動は急速に活発になった。これは注目に値する現象であるが、共産圏に波及しないかぎり、真物ということとはできない。

何れにしても実を結ぶには政府の政治的干渉を絶対に必要とする。今まで成功した軍縮交渉には、超大国がイニシアティブを取っている。しかし、軍縮は超大国だけのものではない。小国も世界平和のために応分の寄与が望ましい。これについてスウェーデンの「わが安全保障政策」(SOU政府公式調査書1979:42)は、次の通り述べている。

重大な軍縮交渉において、小国が単独でこれに大きな影響を及ぼすことは、殆ど不可能である。だがスウェーデンは小国の割合に、軍縮において重大な役割を演ずるための前提条件を備えている。われわれの非同盟の立場と、軍縮作業に関する高度の知識と、軍縮委員会(CD)の常任メンバーとしての地位は、重要な役割を演ずることができる云々。

1960年代の終りに米ソの戦略核戦力は相伯仲する状態になり、その大量投下によって攻撃を防止する戦略理論が成立しなくなった。ここで新たに考案されたのは、通常戦力と戦術的核戦力のコンビを以て戦う新戦略理論であった。この理論に基づいて両戦力の増強と技術開発が行われ、軍縮を複雑なものとした。1983年12月、ソ連の態度硬化によって中止となった中距離核兵器制限のINF、戦略核兵器削減のS T R T、一般軍事削減のM R F A等がこれである。何れにしてもこれらの交渉は速かに再開され、極東にも悪影響を及ぼさない

ように解決されることを望む。

以上は中央ヨーロッパのことであるが、東亜においてもアメリカによって、この新戦略理論の適用される公算は少なくない。しかる場合は、日米安保の定めに従ってアメリカの日本に対する防衛要求は一段と高まるであろう。日本はこれをそしやくして、善処することが必要である。だがここに一つの条件がある。それはわが国の高度技術を有する経済大国の地位を十分利用して、ソ連との接触を密接にすることで、これには政界はもちろん各界の首脳部の活動を必要とする。

なお東亜の安全保障問題を取扱うに当って、中国が世界第五の核武装大国であること、また東亜に無核武装地帯設定に多くの可能性のあることを念頭に置く必要がある。これについてはスウェーデンでもNATO所属のノルウェー、デンマークを含む北欧無核武装地帯の構想が練られていることを付加えて置く。

目 次

1980年代の軍縮.....	小野寺 信... 1
1983年度ノーベル賞諸行事出席記(1)	田中 育郎... 2
スウェーデン・人工授精法(2).....	菱木昭八朗... 4
ミチーズ切りミの節約時代の教育と生活	三瓶 恵子... 6

1983年度ノーベル賞諸行事出席記 (第1部)

Attendance at the Nobel Festivities in 1983 (Part 1)

熊本大学医学部教授 (生理学) 田 中 育 郎

Prof. Ikuro Tanaka

はじめに

一昨々年と同様、昨年(1983)再びノーベル財団から招待を受けて、ストックホルムにおけるノーベル賞諸行事に出席することができましたので、その報告をいたします。一昨年2月発行の月報(注1)紙上に載せていただいた1981年度の出席記と重複する部分をご寛容ください。

1983年は、ノーベル生誕150年目に当たるので(1833年10月21日生まれ)、賞金も今までにない記録破りの1賞につき150万クロノールの高額を用意し(ちなみに1賞への賞金は、初回の1901年は15万8千クロノール、福井教授とHoffmann教授とが折半した1981年は100万クロノール、1982年は115万クロノール)、前年までの受賞者全員と、ノーベル一族全員とに、招待状を出して(その分だけ一般の人の参加数が減らされることになります)、特別な意味を持たせて盛大に挙げるという前振れでした。

ご承知の通り、死去前年(1895)の11月27日にノーベルがパリでしたための遺言状によって設けられたノーベル各賞は、第1回目の授与が、第5回目の命日である1901年12月10日に行われました。その後毎年、この命日の12月10日に実施されてきましたが、第2次大戦の3年間(1940、1941、1942)を休んだので、昨年は丁度第80回目の授与ということになります。ただし、賞の種類によっては、「該当なし」ということで、決定されなかった年もあります(物理学3回、化学5回、生理学または医学6回、文学4回、平和14回)。また、決定はされたが実際は、授与されなかったり、授与が次年度以後に延期されたり、したこともございます。

「生理学または医学」賞

ノーベル賞には5部門があり、このうち平和賞のみは、ノルウェー国会のノーベル委員会が決定して、首都オスロで授与されますから、ストックホルムでは4賞が授与されます。1968年に創立300年を迎えたスウェーデン国立銀行の記念寄附金によって1969年から新規に経済学賞が追加され

ましたが、これは正式には「ノーベルを記念する経済学スウェーデン国立銀行賞」(Sveriges Riksbanks Pris i ekonomisk vetenskap till Alfred Nobels minne, Bank of Sweden Prize in Economic Sciences in Memory of Alfred Nobel)となっています。

同様に、「医学賞」といったり、「生理学賞」といったり、新聞や雑誌はよく「医学生理学賞」と書いたりしますが、正式の名称は「生理学または医学におけるノーベル賞」(Nobelpris i fysiologi eller medicin, Nobel Prize in Physiology or Medicine)であります。なぜに、「医学」とせずに、その前に「生理学」をわざわざ入れて、しかもカロリンスカ研究所がその決定権を持つに至ったかという、この研究所の生理学教授Johanssonがノーベルと深い友情に結ばれた共同研究のためであります、その経緯については今回は省略し別の機会に譲ります。

ノーベル財団訪問

1981年の授与式で、ストックホルム交響管絃楽団が、故清瀬保二氏作曲の「日本祭礼舞曲」を演奏して、満場を魅惑し、福井教授の受賞に花を添えたことは、すでに報告しました(注1)。ご子息の清瀬閣博士(三井記念病院内科部長)から頂戴したこの「日本祭礼舞曲」のLPレコードを持って、12月6日指定された時刻の14時に、スツレー(英国の大Pittと小Pittとに相当するスウェーデンの英雄で、デンマークからスウェーデンを断固として守った大Stureと小Stureにちなむ命名)通り14番地のノーベル財団を訪ねました。

今回の招待状を贈ってくださったRamel専務理事にお目にかかって、お礼を述べこのLPレコードをお渡ししました。同理事は非常な喜びをあらわにこれを受け取ってくださいました。

行事の準備に目下忙殺されてはいるが、折角の機会であるから短時間ながら内部を案内しようということで、展示品その他をいろいろ説明していただきました。ノーベルの遺言状の実物も見せてもらいましたが、各種の伝記で紹介してあるもの

はたった1頁なのに、意外の長文に驚きました（莫大な遺産の処理に関係しているので当たり前でしょう）。しかも細い字が第1頁目から、横や上に書き込んであり、従来持っていた私のイメージとは随分違ったものでした。

辞去の際に、ご著書のRagnar Sohlman: The Legacy of Alfred Nobel; The Story behind the Nobel Prizes, 1983, London: The Bodley Head を1冊、書棚から取り出して、宛名を私に自分の署名を入れてお贈りいただきました。

受賞者講演会

この年の生理学医学賞は、81歳の女性遺伝学者 McClintock 教授に授与されました。ご承知の通り、受賞者に特別な義務はありませんが、唯一の義務といえば、受賞者としての講演を、適当な時期に実施することです。12月8日16時半カロリンスカ研究所のペルセリウス会館（化学者Berzeliusは、植物学者Linnéと共に、当国の誇る2大碩学で、化学記号や原子量を定めたり、化学用語を決めたカロリンスカ研究所創設者の1人です）内のAdam講堂で、立錫の余地なしと表現できるぐらいの大人気の中で、法医学Orrenius教授司会のもとに彼女の講演が開始されました。

見掛けは、背の低い前かがみ猫背のよぼよぼのおばあさんでしたが、ひとたび壇上に立ちマイクを握り講演をし始めるや、さすがと感嘆させる程の見違えるばかりの若々しい張りのある朗々たる声で、時々ユーモアたっぷりの冗談を混えながらの澁刺堂々たる態度の、30余年間こつこつとトウモロコシの遺伝子を追っての研究成果の披露は、門外漢をも圧倒する程の迫力があり、オーバーな形容をすれば聴衆を夢の中に誘い込んだといえるかもしれません。翌日の新聞に写真入りで大々的に報道されていました。

講演終了後、特定の人達を招いてのMcClintock教授に対するカロリンスカ研究所主催のレセプションが開催されました。ホストはSamuelsson研究所長（化学の教授、1982年度の受賞者、1983年4月の大阪での日本医学会総会に招かれて特別講演を実施）、前所長で生理学医学賞ノーベル委員会の委員長も兼ねておられたPernow教授（臨床生理学）や現委員長のOttoson教授（生理学）にもお目にかかり挨拶しました。遙々米国からお越しのSchmidt-Nielsen教授（国際生理科学連合現会長）にもお会いしましたが、残念なことは、前

回述べた（注1）お元気であられたZotterman教授（国際生理科学連合元会長、1982年2月13日急逝）とUlf von Euler教授（注2、ノーベル財団前理事長、1970年度の受賞者、日本学士員会員…父Hans von Euler教授も受賞者であり日本学士院会員…として1982年6月4度目の訪日で、天皇陛下拝謁、Lonaeus駐日スウェーデン大使（注3）の招宴出席、岡崎市の国立生理学研究所で特別講演など実施されましたが1983年3月10日急逝）のお姿に接し得なかったことです。Ramel専務理事とも会いましたが、清瀬保二氏のレコードは財団の目録に記入し備品として公式保管をする旨のお知らせを頂戴しました。

前夜祭

12月9日15時半から、王宮近くのスウェーデンアカデミー（文学学士院）で、全受賞者を招いてのノーベル財団主催のレセプションが開催されました。ホストはRamel専務理事。アカデミーが製するテレビ番組の補助者という若い日本人女性（氏名を失念）の他は、私がつた1人の日本人で、医学関係のカロリンスカの人達以外は知った人がいなくて、いささか閉口しました。

McClintock教授はやはり人気の中心で、大勢に囲まれていました。私はこの中に割り込んで直接彼女に話しかける勇気はありませんでしたが、文学賞のヒゲ面のGolding氏とは、2、3語でしただけでも挨拶をかわしました。

Golding氏の受賞者としての講演は、この部屋で12月7日17時半から実施されたく、講演内容の印刷物（14頁）が、誰でもが自由に持ち去れるように重ねて置いてありましたから、私も1冊を手に入れました。その著作約60種の単行書も展示してあり、うち10前後はスウェーデン語への翻訳書でした。日本の作家のものも、翻訳されて広く読まれると、評価も違ってくるかもしれないと思ったことでした。

周囲の壁には、額に入れた歴代の文学賞の賞状が陳列されていて、赤地の白の千羽鶴模様の川端康成氏（1968）のものも、グアテマラのAsturias氏（1967）のものと同様に並べて架けてあり、異国での感激といいますか、この額に向って独りで乾杯しました。（第2部に続く）

注1 月報14巻2号5頁（1982・2・25）

注2 月報7巻4号9頁（1975・4・25）

注3 月報13巻9号4頁（1981・9・25）

スウェーデン・人工授精法

—人工授精立法特別調査委員会・調査報告から—(2)

(ur Förslag av inseminationsutredningen, SOU 1983: 42 Barn genom insemination)

専修大学法学部教授 菱 木 昭 八 朗

Prof. Shohachiro Hishiki

G・インセミネーション子に対し、自己のルーツを知る権利を与えることについてはもちろん委員会全体の総意ではない。一部委員からG・インセミネーション子に対して自己のルーツを知る権利を与えることは、とりもなおさずそれは精子提供者の氏名を明かすことになる。そうなった場合精子を提供する者がいなくなり、結果的にG・インセミネーションを望む者は隠れて人工授精をうけることになる。スウェーデンで人工中絶が禁止されていた時代、人工中絶手術をうけるため多くの女子がポーランド旅行をしたように、今度はG・インセミネーションをうけるためにコペンハーゲン旅行を試みるようになるかも知れないし、もしくは人工授精のためのヤミマーケットが出来てくるかも知れない、ということで反対論が強く主張されていることに留意しておかなければならない。

G・インセミネーション子に対して自己のルーツを知る権利を与えるべきか否かということは極めてむづかしい問題であるが、もしG・インセミネーション子に対して自己のルーツを知る権利を与えようとするかぎり、精子提供者自身のカルテの保存と同時に秘密の確保ということが別の問題として出てくる。原案ではインセミネーション担当医に対して、インセミネーション実施記録の長期保管を義務づけると共に秘密保護法を改正し、インセミネーションを秘密事項とし、70年間非公開となっている。

尚、G・インセミネーション子が自己のルーツを知ろうとする場合、先づ社会福祉委員会に資料請求の申請を行う。G・インセミネーション子から資料請求を受けた社会福祉委員会は社会庁を通じて、G・インセミネーション子の生物学上の父に関する資料を入手し、本人に交付するようになっている(第10条1項)。G・インセミネーション子が18歳未満の場合には生物上の父の同意を得た場合に限り、本人にその資料を提供することが

みとめられている(第10条2項)。

人工授精法原案はその他に、冷凍精子の輸入禁止(第11条)と法令違反者に対する処罰規定(第12条)を設けている。第12条の規定によれば人工授精法の規定に反する行為をなしたる場合その者に対して罰金もしくは最高6ヶ月の懲役刑が科せられることになっている。

3 G・インセミネーション子の父性確定の問題について

1 母親が婚姻中の場合

現行スウェーデン親子法第1章第1条の規定によれば母親が婚姻中に子供が生れた場合、母親の夫がその子の父と推定されることになっている。また夫が死亡した後に子供が生れた場合でも夫の死亡前にその子が夫によって懐胎されたときとみられる場合には上記の推定規定が適用されることになっている。

しかし、生れてきた子があきらかに夫の子供とみなされない場合、夫はその子を相手方として裁判所に対して父子関係不存在確認の宣告を求める訴を提起することが出来る(1976年の親子法改正によって親子法上嫡出・非嫡出という言葉は一切廃止されてしまったため、我が国におけるような嫡出推定とか嫡出否認の訴という用語が消滅してしまっている点に注意)ようになっている。

G・インセミネーションの場合、あきらかにG・インセミネーション子とその母親の夫との間には生物学上の父子関係は存在していないのであるから、当然、母親の夫は親子法第一章第二条の規定に従って父子関係不存在確認の宣告を求める訴を起すことが出来るし、また裁判所もその事実があるかぎり父子関係不存在確認の宣告を行わなければならない。G・インセミネーションを行うことに夫の同意があったか否かは問題にならない。

上記の規定が具体的なケースとなって現われてきたのが例のハパラング事件である。従って、もし現行親子法の規定を維持するかぎりスウェーデンにおいてはG・インセミネーション子は何時なるとき法律上の父(社会的父とも呼ばれている)を失うかも知れないということになる。前にものべたようにスウェーデンにおいて新人工授精法の制定と共にG・インセミネーション子保護のため親子法の改正を目的として人工授精立法特別調査委員会が設置されたのはこのような事情があったからであるが、調査委員会は妻(内縁の妻を含む)がG・インセミネーション施術をうける場合、事前に夫の同意をを求めることを必要とすると同時に、一旦、夫が妻のG・インセミネーション施術について同意を与えた場合、妻がそのインセミネーション施術によって子を懐胎したときは爾后その同意の撤回を禁止すると共に夫はG・インセミネーションによって生れてきた子に対して父子関係不存在確認の宣告を求める訴の権利を失うものとしている。養子縁組の不解消主義をG・インセミネーション子の父性問題に導入したものである。

2 内縁夫婦とG・インセミネーション

前にものべたように調査委員会は内縁の夫婦であっても一定の手續がとられた場合、G・インセミネーションをうけることをみとめている。しかし、インセミネーションによって生れてきた子の父性の決定については、母親が婚姻中に生れたG・インセミネーション子とはその取扱いが異っている。

スウェーデン親子法では内縁夫婦間に生れた子は、婚姻外に生れた子としてその父性は父親からの認知もしくは裁判所の判決によって確定される。従って、もし内縁夫婦間にG・インセミネーション子が生れてきた場合、夫がその子を自分の子とみとめればよいのであるが、しかし、そこにまた一つの問題が残っている。というのは、スウェーデン親子法では内縁の夫が妻との間に生れてきた子について自分の子として認知する場合、その認知について社会福祉委員会と母親(子が成年に達している場合には本人)の承認が必要とされており、そして更に面倒なことには、現行法上社会福祉委員会は生れてきた子と認知者(父)との間に父子関係が存在するとみとめられる場合に限ってその承認を与えることが出来ると定められているからである。もし、社会福祉委員会において生れ

てきた子が完全に認知者の子でないということがわかっている場合、如何に父親がG・インセミネーションによって生れてきた子について自分の子だと言い張っても社会福祉委員会としては認知の承認を与えることが出来ない。そこで調査委員会は現行親子法第1章第4条に「夫(内縁)の同意をもって、妻が他人の精子によって懐胎した場合、社会福祉委員会は父親からの認知に対して承認を与えることが出来る」という文言を付け加えることを提案している。

更にまた、内縁の夫が妻のG・インセミネーションに同意を与えて置きながら、子供が生れてきた後で認知を拒否した場合、裁判認知の方法で父性を確定することになっている。尚、また改正案ではG・インセミネーション子は将来、自分の生物学上の父が誰れであるかが解っても、その者を相手方として認知の訴を提起することが出来ないようにしている。

以上にべたところが調査委員会から提出されたG・インセミネーション子に関する親子法改正の要点であるが、法案成立までにまだG・インセミネーション子の自己のルーツを知る権利をめぐって、いろいろと論議が展開されるものと思う。

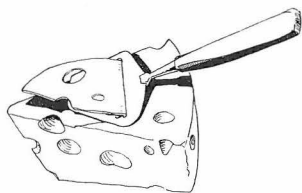
(1983. 10. 30)

註1 M・インセミネーションとはmakarinseminationの略で婚姻中の夫もしくは内縁の夫の精子を用いて行い人工授精のこと。

註2 G・インセミネーションとはGivarinseminationの略で夫(内縁の夫を含む)以外の男の精子を用いて行い人工授精のこと。独身女性に対して行われる人工授精もG・インセミネーションのカテゴリーの中に入れられている。

註3 ハパラング事件とはスウェーデン人工授精法制定の引金となった事件で、第一審裁判所がハパラング地方裁判所であったことからそう呼ばれている。事件の内容は、夫の同意の許で妻がG・インセミネーションによって男子を出産した後間もなくして、夫婦が離婚。そしてその後、夫からG・インセミネーション子を相手方として父子関係不存在確認の宣告を求める訴が提起され、最高裁判所で原告勝訴の判決が下されたもの。

追記 G・インセミネーション子に対して自己のルーツを知る権利を与えるべきか否かについて社会庁内部でも意見の対立があり、立法段階で調査委員会案はかなりの修正が行われるものと見られている。なお、人工授精法の政府原案は、3月末か4月初めに国会に上提される予定である。



“チーズ切り”の節約時代の教育と生活

会 員 三 瓶 恵 子
Mrs. Keiko Sampei

昨年11月に入ってから国鉄の運賃が10%上がり、ガソリン、石油の値上がりも予定されています。みんなよく暮らしていけるなあ、とため息をつばかりの毎日です。

この危機の時代をのりきるための政府のスローガンは、ミチーズ切りの節約、というもので、各部門からほんの一切れチーズをうすくけずりとするように節約をしようというものです。でも庶民の実感としては、もう削りとられるだけのぜい肉など、（あゝ、私は、まだ物理的にはかなりありますが）ほとんどなく、いろいろなものが値上がりするたびに、むきだしになった神経を痛めつけられているようなかんじです。

教育の分野での節約をみますと、各大学の各学部部に5年、あるいは10年間の単位での節約計画を検討せよというミお達しミがあつたり、ここヨーテボリィ Göteborg では歯学部の廃止などが予定されています。

小学校の黒板から色チョークが消えたことは、先日、スウェーデン社会研究所で話をさせていただいた時にご報告しましたが、小学校は比較的、まだ、ミチーズ切りミのミ被害ミの少ないところで、大学生と幼児をもつ親達が、生活の面を通して、一番ひどく被害をこうむっているようです。

ウップサラ Uppsala 大学学生組合の新聞エルゴ Ergo 第25号の資料を紹介します。（ちなみに、特集の題は、ミだめ！やっつけない！ミ病気になっちゃう！ミです。）

1983年秋学期の学生のミ家計簿ミ

——一人暮らしの場合（1月あたり）

収入	(1 クローナ ≒ 30円)
奨学金 (借与90% + 給与10%)	3198 クローナ
支出	
食費	1325
住居費 (学生アパート)	700
書籍、教材	300
学生組合費 (学生保険を含む)	55
家具、食器など	200
テレビ、新聞、電話、電気	310
保健、衛生、衣料	310

消耗品(トイレットペーパーなど)	75
交通費	200
娯楽、趣味	95
計	3570
差引	-382

日本ならば、大学生はアルバイトにあけくれるのが常ですが、こちらではあまり適当な職がないこと(家庭教師はほとんど需要がありません。2～30年前にはあつたそうですが)。授業についていくのが大変で、特に普通の課程(個別課程ではなく)をとっている学生はほとんど遊びにいく暇もないことなどで、夏休み以外は、学生には臨時収入のチャンスがなかなかありません。大学の外では失業、内では困窮と、ふんだりけつりの生活です。

目を幼児をもつ親達にうつしてみますと、まず保育所になかなか入れないこと、あまりペイがよくないので(1時間10クローナが普通)私設保母のなりてがあまりないことなどで、母親が雇用労働をしにくくなっており、状況はさらに暗そうです。「児童手当では子どもの一冬の衣料にさえならない。」というのが普通だそうです。

先日だされたミ単親委員会ミ Ensamförälderkommittén (母と子、または父と子だけから成る家庭の親のことを ensamstående förälder といいます。)の報告書では、13歳以上の子どもへの児童手当を1人につき月額744クローナにすること、単親家庭でミ学生ミでいる子どもに対しては21歳の6月まで児童手当を延長しつづけることができること、13歳以下の子どもに対しては1650クローナ支給すること等が提案されています。しかし、13歳以下の子どもが1人しかいない単親家庭については、児童手当の額が上のようにひきあげられるものの、従来適用されていた税金一部免除制度が廃止されることになって、今まで以上に厳しい生活になることが予想されます。

この状態が続けば、将来ますます子どもの数が少なくなっていき、スウェーデンという国が消滅してしまうのではないかと半ば冗談、半ばまじめにあやぶんだりもします。